

#### 4 保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則として「特別徴収（年金からの天引き）」となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合は、納付書や口座振替などで納付していただく「普通徴収」となります。

※複数の年金を受給されている場合、特別徴収対象年金の中で優先順位の高い1種類の年金から天引きの可否を判断します。

(1) 特別徴収となる人は、保険料額決定通知書と同時に、10月以降の年金支給月ごとの天引き額を通知します。

##### 特別徴収の徴収月

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
4月	6月	8月	10月	12月	2月

##### 特別徴収額の算定方法



(2) 普通徴収となる人は、保険料額決定通知書及び納入通知書を送付します。

##### 普通徴収の納期

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

(3) 納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の人は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。

#### 自己負担割合について

病気やケガで診療を受けるとき、マイナ保険証もしくは資格確認書を医療機関等で提示すれば、かかった医療費の一部を負担するだけになります。（負担割合は資格確認書等に記載されています。）

一般及び低所得者	1割
一定以上の所得のある方	2割
現役並み所得者	3割

#### 一部負担金の割合の変更（基準収入額適用申請）について

##### 1 負担割合が変更される場合があります。

住民税課税所得（課税標準）額が145万円以上の後期高齢者医療被保険者及びその人と同一世帯の後期高齢者医療被保険者は、自己負担割合が3割になりますが、次の条件に該当する後期高齢者医療被保険者の人は、負担が1割又は2割になります。

(1) 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合（被保険者の収入額）……………383万円未満

※ただし、被保険者の収入額が383万円以上であっても、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合は、被保険者と70歳以上75歳未満の全員の収入額が520万円未満

(2) 同一世帯に後期高齢者医療被保険者が二人以上いる場合（被保険者の収入額合計）……………520万円未満

#### 後期高齢者健康診査について

##### 6月下旬から受診券等を後期高齢者医療広域連合から順次送付します

- 目的 健康管理と生活習慣病等の早期発見を目的としています。
- 対象者 8月31日までに三重県後期高齢者医療被保険者となられる人 ※一部除外者あり
- 送付スケジュール 4月末時点の被保険者 ⇒ 6月下旬発送  
5月～7月中に被保険者となられる人 ⇒ 8月中旬発送  
8月中に被保険者となられる人 ⇒ 9月中旬発送
- 受診期間 7月1日～11月30日まで
- 受診場所 病院・診療所など
- 受診方法 受診券等をご覧ください。
- 自己負担額 無料 ただし、2回目以降の受診については全額自己負担となります。

